

○住むなら宇和島応援金給付要綱

令和4年4月1日

要綱第74号

改正 令和5年4月1日要綱第57号

令和6年3月28日要綱第36号

令和8年3月25日要綱第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を促進するとともに、子育て世帯の定住を図るため、本市に定住する意思をもって住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、住むなら宇和島応援金（以下「応援金」という。）を給付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 玄関、台所、便所、浴室及び居室を有し、居住用に供する部分の延べ床面積が50平方メートル以上の専用住宅又は併用住宅（居住部分の延べ床面積が総面積の2分の1以上のものに限る。）をいう。

(2) 新築住宅 自己の居住を目的として新たに建築された住宅で、過去に人が居住したことのない住宅（第6条に規定する給付申請を行う時点（以下「申請日」という。）において建築工事完了の日から1年を経過したものを除く。）をいう。

(3) 建売住宅 販売を目的として新たに建築された住宅で、過去に人が居住したことのない住宅（申請日において建築工事完了の日から2年を経過したものを除く。）をいう。

(4) 中古住宅 宇和島市空き家バンクに登録されている住宅（申請日において売買契約の日から1年を経過したものを除く。）をいう。

(5) 基準日 登記事項証明書に記載された当該住宅の所有権保存登記又は移転登記の受付年月日をいう。

(6) 移住者 令和4年3月1日以降に本市に転入した者のうち、転入した日の前日から起算して過去1年の間に本市に住所を有しておらず、転入後1年を経過していないもの

(7) 移住世帯 世帯員の半数以上が移住者で構成されている世帯

(8) 子育て世帯 本市に住所を有し、申請時において世帯員に18歳未満の者（申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者。ただし、申請日が属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者を含む。）又は妊婦を含む世帯をいう。

（応援金の給付対象者）

第3条 応援金の給付を受けることができる者は、移住世帯又は子育て世帯の世帯主であって、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 世帯員のいずれかが新築住宅の建築又は建売住宅若しくは中古住宅（3親等内の親族が所有するものを除く。以下同じ。）の購入に係る契約を行い、当該住宅の所有権を有する者。ただし、共有名義の場合は世帯員の持分合計が2分の1以上であること。

(2) 世帯全員（同居する親の世帯を含む。）に前住所地を含め市町村税の滞納がない者

(3) 取得した住宅に、応援金の申請日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する（第5条ただし書きの規定により、親との同居による応援金の加算を申請する場合にあつては、当該住宅で5年以上同居を継続する）意思がある者

(4) 世帯全員（同居する親の世帯を含む。）が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有していない者

(5) 過去に応援金及び宇和島市移住者住宅改修支援事業費補助金の給付を受けたことがない者

（給付対象経費）

第4条 給付の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、新築住宅の建築又は建売住宅若しくは中古住宅の購入に要する50万円以上の経費（土地購入費を除く。）とする。なお、建売住宅及び中古住宅の購入に要する経費の売買契約書等で住宅の購入額が不明な場合等においては、当該住宅及び土地の固定資産税評価額の比率により給付対象経費を算出することとする。

（応援金の額）

第5条 応援金の額は、給付対象経費に10分の1を乗じて得た額（千円未満の端数切捨て）又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、世帯主又は世帯主の配偶者の親と同居する場合は、10万円を加算する。

（給付申請）

第6条 応援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住むなら宇和島応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長

に提出しなければならない。

- (1) 取得した住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (2) 新築住宅にあつては、契約金額の内訳書（見積書等）の写し
- (3) 建売住宅又は中古住宅において、売買契約書等で住宅の購入額が不明な場合にあっては、取得した住宅及び土地の固定資産税評価額が確認できる書類
- (4) 給付対象経費を支払ったことを証する書類
- (5) 取得した住宅に係る登記事項証明書の写し
- (6) 取得した住宅の位置図及び各階平面図
- (7) 個人情報取扱いに関する同意書（別紙1）又は世帯全員の市町村税の滞納がないことを証する書類（同居する親の世帯を含む。）
- (8) 親との同居により応援金の加算を申請する場合にあつては、世帯主又は世帯主の配偶者とその親との親子関係を証明できる戸籍謄本等（前号の同意書の提出があり、市が住民基本台帳等によりその事実を確認することができる場合を除く。）
- (9) 申請者の本人確認書類の写し
- (10) 応援金振込口座を確認できる書類の写し
- (11) その他、市長が必要と認めた書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める提出期限とする。ただし、市長が特に認める事由がある場合は、この限りではない。

- (1) 移住世帯が申請する場合 転入日から起算して1年以内かつ基準日から起算して6か月以内
- (2) 子育て世帯が申請する場合 基準日から起算して6か月以内

3 応援金の申請は、同一の住宅につき1回限りとする。

（給付決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、応援金の給付を決定し、「住むなら宇和島応援金給付決定通知書（様式第2号）」により、申請者に対し通知するとともに応援金を給付するものとする。

（給付決定の取消し）

第8条 市長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、応援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、応援金の給付決定を受けたことが判明した

とき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(応援金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により応援金の給付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に応援金が給付されているときは、期限を定めて給付決定者にその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の給付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月1日要綱第57号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年3月28日要綱第36号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和8年3月25日要綱第32号)

(施行期日)

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に使用している旧様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この要綱による改正後の住むなら宇和島応援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後にある申請について適用し、同日前にあった申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第6条関係）

住むなら宇和島応援金給付申請書兼請求書

年 月 日

宇和島市長 様

申請・請求者 住 所
氏 名
電話番号

住むなら宇和島応援金給付要綱第6条の規定により、応援金の給付を申請します。

1 申請・請求者欄

応援金申請・請求額		円			
申請・請求者の区分 (該当するいずれかにチェック)		<input type="checkbox"/> 移住者世帯 ・宇和島市の住民となった日 (年 月 日) ・前住所地 () <input type="checkbox"/> 子育て世帯			
物件の状況		区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅		
		所在地			
		給付対象経費	円		
		新築日(新築・建売) 又は契約日(中古)	年 月 日		
		基準日	年 月 日 ※所有権保存または移転登記受付年月日		
世帯員の状況 (同居する親の世帯を含む。)	氏名	続柄	生年月日	年 月 日	
	氏名	続柄	生年月日	年 月 日	
	氏名	続柄	生年月日	年 月 日	
	氏名	続柄	生年月日	年 月 日	
	氏名	続柄	生年月日	年 月 日	
確認事項	<input type="checkbox"/> 住むなら宇和島応援金給付要綱第3条のいずれにも該当します。				

2 振込口座

振込口座	金融機関名	
	支店名	
	種類	普通 / 当座
	口座番号	
	口座名義(漢字)	
	口座名義(ふりがな)	

※申請・請求者名義の口座を記入してください。

(次ページも必ずご確認ください。)

3 添付書類

<共通>

- (1) 取得した住宅に係る工事請負契約書又は売買契約書等の写し
- (2) 給付対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) 取得した住宅に係る登記事項証明書の写し
- (4) 取得した住宅の位置図及び各階平面図
- (5) 個人情報の取扱いに関する同意書（別紙1）又は世帯全員の市町村税の滞納がないことを証する書類（同居する親の世帯を含む。）
- (6) 申請者の本人確認書類の写し
- (7) 応援金振込口座を確認できる書類の写し
- (8) その他、市長が必要と認めた書類

<新築住宅の場合>

- (9) 契約金額の内訳書（見積書等）の写し

<建売住宅または中古住宅で、売買契約書等で住宅の購入額が不明な場合>

- (10) 取得した住宅及び土地の固定資産税評価額が確認できる書類

<親と同居の場合（別紙1を提出し、住民基本台帳等で確認できる場合を除く）>

- (11) 世帯主又は世帯主の配偶者とその親との親子関係を証明できる戸籍謄本等

【誓約事項】 ※すべての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。（必ず世帯全員（同居する親世帯を含む）の意向を確認した上で記入してください。）

- | |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> 取得した住宅に、応援金の申請日から1年以内に入居し、引き続き5年以上定住する（親との同居により応援金の加算を申請する場合にあっては、当該住宅で5年以上同居を継続する）意思があります。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下のいずれかに該当したことにより、給付決定の取消しを受け、応援金の返還を命じられた場合には、速やかに返還に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none">・虚偽その他不正の手段により応援金の給付決定を受けたことが判明した場合・その他市長が不相当と認める事由が生じた場合 |
|--|

(別紙1)

個人情報の取扱いに関する同意書

宇和島市長 様

住むなら宇和島応援金給付申請にあたり、給付要件の該当を審査するため、申請者、世帯員及び親世帯（親との同居により応援金の加算を申請する場合）に関する住民基本台帳及び市税の納付に関する情報等を市が調査することに同意します。また、当該調査により確認ができない場合は、市が求める必要書類を提出します。

調査の結果、市税に滞納がある場合は応援金が不給付となることについて異議ありません。

【申請者世帯】※世帯員全員について、太枠内に署名または記名押印をお願いします。

住 所	宇和島市	滞納の有無
氏 名 (申請者)		無・有・課税なし
氏 名		無・有・課税なし
氏 名		無・有・課税なし
氏 名		無・有・課税なし
氏 名		無・有・課税なし

【親世帯】※世帯員全員について、太枠内に署名または記名押印をお願いします。

住 所	宇和島市	滞納の有無
氏 名		無・有・課税なし
氏 名		無・有・課税なし

上記の者について市税の滞納がないことを確認しました。

確認日	税務課確認印

様式第2号（第7条関係）

住むなら宇和島応援金給付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のあった応援金の給付については、次のとおり決定したので、住むなら宇和島応援金給付要綱第7条の規定により、通知します。

給付決定額 _____ 円

（備考）

住むなら宇和島応援金給付要綱第8条の規定に該当する場合には、応援金の給付決定を取り消し、期限を指定して応援金の全部又は一部の返還を求めることがあります。